

高岡地区広域圏事務組合文書管理規程

平成 7 年 3 月 31 日 規程第 1 号

改正 平成17年11月 1 日 訓令第 1 号

高岡地区広域圏事務組合の文書の取扱については、高岡市文書管理規程（平成17年高岡市訓令第 9 号）の規定の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 高岡地区広域圏事務組合処務規程（平成 5 年高岡地区広域圏事務組合規程第 3 号）は、廃止する。

附 則（平成17年11月 1 日 訓令第 1 号）

この規程は、平成17年11月 1 日から施行する。